

入院のご案内



長崎県島原病院

貴方の1日も早いご回復を心から願っております。
病気のことや検査、治療などご不明な点は
ご遠慮なく医師・看護師等にお尋ねください。

病院理念

<Mission>

地域の健康な未来を創造する

<Vision>

良質な医療の提供に努め、地域から信頼され、地域の健康を支え続ける

基本指針

- 1 安全・安心で質の高い医療を提供する
- 2 患者への思いやりのある温かなチーム医療を行う
- 3 職員が自ら学ぶ前向きな姿勢をもち、誇りを持って業務を遂行する
- 4 医療を取り巻く社会環境の様々な変化に柔軟に対応できる経営の効率化と経営基盤の構築を図る
- 5 患者、医療・介護施設から行政まで幅広く対話を図り、地域と連携し、選ばれる病院となる

【患者さんの権利】

1. 個人の尊厳を守ります。
2. 公平で適切な医療を受けることができます。
3. 診療内容について、正確でわかりやすい説明を求め、真実を知ることができます。
4. 十分な説明を受けた後、自らの意志で検査・治療に同意をする権利、あるいは拒否する権利、または同意した後に同意を撤回する権利があります。
5. 診断や治療方針について、他の医療機関の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。
6. 患者さんの個人情報保護されています。また、自分の診療に関する記録等の情報開示を求める権利があります。

【患者さんの義務及び病院からのお願い】

1. 最善の医療を実現するために、自ら積極的に医療に参加する義務があります。
2. 良質な医療の提供を受けるため、健康状態や病状等を詳しく正確に医師へ伝えてください。
3. 他の患者さんや見舞客及び、病院職員に対し、いやがらせ、大声、暴言、暴力、セクハラ、付きまとい等の迷惑行為、あるいは機器や設備を故意に破損する等の迷惑行為を行ってはけません。なお、迷惑行為と認められた場合には警察へ通報いたします。
4. 受けた医療に対し、診療費を遅滞なくお支払いいただく義務があります。
5. 臨床研修医、診療看護師・特定行為ができる看護師、救急救命士が主治医・担当医の指導の下で診療、処置に参加させていただきますのでご了承下さい。
6. 医学生、看護学生、各種教育実習生等の臨床教育や研修を行っておりますので、ご協力をお願いします。
7. 新しい診断・治療法を開発するための研究へのご協力をお願いします。

目 次

1	入院の手続き	P 1
2	入院に必要なもの	P 1
3	寝具類	P 1
4	お食事	P 2
5	付添い	P 2
6	面会	P 2
7	入院中の過ごし方	P 2
8	入院中お守りいただくこと	P 3
9	医療相談室のご案内	P 3
10	セカンドオピニオンについて	P 4
11	有料個室について	P 4
12	包括評価（DPC）での入院医療費の算定について	P 4
13	退院時支払いのお願い	P 5
14	月をまたがる場合の入院費のお支払い	P 5
15	診断書の申込みについて	P 5
16	限度額適用認定・標準負担額認定証について	P 6
17	お薬についてのお願い	P 7
18	他の医療機関の受診制限について	P 7
19	手術・検査・治療を受ける皆様へ	P 8
20	臨床教育研修病院として	P 8
21	地域包括ケア病棟について	P 9
22	個人情報の保護に関するお知らせ	P 9
23	その他	P 11

1 入院の手続き【1階・総合受付】

(1)入院される日は、指定された時間に1階の総合受付で手続きをお済ませください。

入院手続きには次のものがが必要です。

- ①診察券（退院までお預かりします）
- ②健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、
公費負担受給者証、介護保険被保険者証
- ③限度額適用認定・標準負担額減額認定証（詳細はP6）
（市役所・会社への申請が必要です）
- ④入院申込書
- ⑤印鑑
- ⑥服薬中のお薬すべて（お薬がある方のみ）
- ⑦お薬手帳（お持ちの方のみ）
- ⑧薬剤情報提供書（お持ちの方のみ）



総合受付

※入院手続き：平日9時～17時

※保険証は記載事項を確認後、お返しいたします。

※入院中に保険証の変更がありましたら、ただちに1階総合受付に保険証等を持参のうえ、お申し出ください。

※保険証等の提出がないときには、入院費用が全額自己負担となる場合もございます。

- (2)医療扶助、更生医療、育成医療、養育医療、特定疾患医療、小児慢性特定疾患医療等を申請している方、または適用を受けている方は、入院手続きの際にお申し出ください。
- (3)緊急入院（時間外）の場合は、翌営業日に入院手続きをお願いします。
- (4)都合により入院日の変更、取り消しをされる場合はお早めにご連絡ください。
- (5)外来患者さんの駐車場が不足するため、**入院患者さんの駐車はお断りいたします。**

2 入院に必要なもの

(1)次のものをご用意ください。

- ①下着類
- ②洗面用具（男性の方は、電気ひげそりを含む）
- ③かかとのあるはき物（滑りにくく、脱げにくい靴）
※スリッパやサンダルは転倒の原因となりますのでお勧めできません。
- ④その他の日用品（湯飲み、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、タオル、防寒用の上着（カーディガン等）など）。このほかに、手術を受けられる方は、バスタオル、薬のみ、紙おむつ類、ボディソープ、シャンプー、リンス、ブラシなどを準備していただく場合もありますが、個別に説明いたします。



※紙オムツは日額セット販売がございますので、申込用紙をスタッフまでご提出ください。

- (2)**パソコン、電気ポット、電気毛布など電気器具の持ち込みはご遠慮ください。**
- (3)盗難防止のため、多額の現金や貴重品はお持ちにならないでください。
- (4)危険物（ライター、カッターナイフ、果物ナイフ等）の持ち込みはお断りいたします。
- (5)現在服用中のお薬をお持ちの方は、そのお薬とお薬手帳をご持参ください。（詳細はP7）

3 寝具類

(1)寝具は病院で準備します。感染管理上、私物の持ち込みはできません。

（料金は入院基本料に含まれます）

(2)病衣は希望により貸与いたしますが自己負担となります。（1日88円）

定期交換は、夏季（7月～9月）は週3回、それ以外の月は週2回となっております。



4 お食事【朝食…8時 昼食…12時 夕食…18時】

- (1) 患者さんのお食事は、医師の指示により、病状に適した食事を管理栄養士の管理のもと適時・適温で提供しておりますので、水・お茶以外の飲食物の持ち込みはご遠慮ください。
- (2) 一般食の患者さんを対象に選択メニューを実施しております。
申し込みは、2日前の13時までにお願いいたします。
- (3) 毎食、お茶が1杯つきますが、その他のご入用の場合は3階売店または自動販売機をご利用ください。
- (4) **アレルギーをお持ちの方は入院時に医師、看護師にお知らせください。**



5 付添い

入院中は、ご家族の付添いは必要ありません。ただし、患者さんの症状により、ご家族が希望され、尚かつ医師が必要と認めた場合に限り、ご家族の付添いが認められます。

この場合「**家族付添い許可願**」をご記入いただきます。

※付添い用有料寝具（ベッドを含む）をご利用ください。地下のリネン係で手続き、会計をお願いします。（1泊770円。以降、1泊ごとに550円を追加する）

※付添いの方の食事は提供しておりません。3階売店をご利用ください。



リネン受付

6 面会【面会に来院されるご家族などへ下記の事をお伝えください】

- (1) **面会時間**は、**14時から19時**となっております。
 - (2) 患者さんの病状によっては面会をお断りすることがありますので、各病棟のスタッフステーションでおたずねください。
 - (3) 面会は、他の患者さんの安静のため短時間でお願ひします。
 - (4) 大勢の面会や小学生以下の面会のご遠慮ください。
 - (5) 感染防止のため、各病室に消毒液を準備しておりますので、入退室時に必ずご利用ください。
 - (6) 入院の問い合わせは1階の総合受付で行っています。（17時～19時・土・日・祝日は守衛室）
電話での入院の問い合わせは、個人情報保護条例に基づき原則お答えできませんので、ご了承ください。
 - (7) ICUの面会は制限がありますので、ご家族のみの面会となります。面会時間は看護師にご確認ください。
- ※**感染症の流行等により、入館制限や面会中止となる場合があります。詳しくはおたずねいただくか、ホームページでご確認ください。**



7 入院中の過ごし方

- (1) 治療・看護・入院生活に関してご不明な点やお困りの点は、主治医や看護師にご相談ください。
- (2) 他の病室への出入りはご遠慮ください。また、病室内では他の患者さんの迷惑にならないよう静かをお願いします。
- (3) **外出・外泊には事前に主治医の許可が必要ですので、看護師にご相談ください。（外出・外泊許可願をご記入いただきます）**
- (4) 入院中の荷物は最小限をお願いします。（多額の現金・貴重品の持ち込みはご遠慮ください）
- (5) 消灯は21時です。21時以降は他の患者さんの迷惑にならないようお願いします。
- (6) 電話の取次ぎは、緊急時のみいたします。
- (7) 携帯電話は談話コーナー、デイルームでご使用ください。携帯電話の充電は白いコンセントでお願いします。
- (8) Wi-Fiが、6時～21時のあいだ、無料でご利用いただけます。

- (9) 万一の緊急事態発生に備え非常口は各病室入口に表示しておりますので、位置をご確認ください。
- (10) 病室にはテレビを設置しております。視聴される際は、テレビカード及びイヤホンを購入してご利用ください。テレビ台引出しに利用方法を設置しておりますのでご参照ください。テレビカードは談話コーナーにある販売機で、イヤホンは3階・4階・5階の各階デイルームの販売機で購入できます。退院時に残額があるテレビカードは1階再来受付機横にテレビカード精算機を設置しておりますのでご利用ください。
- (11) ビン・カン等の不燃物は、自室のゴミ箱に捨ててください。
- (12) 患者さんにネームバンドの装着をお願いし、患者さんに名乗っていただくことでご本人であることを確認し、安全な医療を実践しています。
- (13) **病状により、病室や病棟を移動していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
- (14) **病院内での転倒を防ぐために、滑りにくく脱げにくい、かかとのあるはき物をご準備され、洗面所・トイレ・浴室・車椅子への乗降、松葉杖の使用、点滴中、睡眠導入剤服用後は特にご注意ください。**
また、ベッドから身を乗り出したり、ベッドの上に立ち上がるのは危険ですのでおやめください。
- (15) **入院中は、許可なく保険を使用して他の医療機関を受診することはできません。受診された場合は、全額自己負担になります。**

8 入院中お守りいただくこと【ご家族、面会人も同様です】

- (1) **病院敷地内は全面禁煙です。**
- (2) **院内での暴言・暴力・セクシャルハラスメント・痴漢行為は固く禁じます。状況により警察に通報する場合があります。**
- (3) 他の患者さんの迷惑となる行為・病院の指示に反する行為はご遠慮願います。
- (4) 喫煙・飲酒・かけごと・各種勧誘は固く禁じます。
以上の行為があった場合は、退院していただきます。

9 医療相談室のご案内

当院では、病気のこと・費用のこと・退院後のことなど患者さんおよびご家族の不安や悩みを聞き、解決のお手伝いをする相談窓口を設けております。

ご相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

直接お越しいただくか、事前に相談日時をご予約いただいても結構です。

相談内容の秘密については、厳守いたします。

相談内容の一例

- がんの治療や療養中の不安
- 医療費・生活費のことが心配
- 介護保険について教えて欲しい
- 家族として、どうしてあげたらいいか
- セカンドオピニオンを受けるにはどうしたらよいか

場 所	1階 総合受付・会計の横
時 間	月曜～金曜 9：00～17：00
電話番号	(0957)63-1145(代表) 内線 107(相談室)
スタッフ	ソーシャルワーカー・看護師・ 緩和ケア認定看護師・がん相談員

10 セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは、診断や治療に対して、最良の医療を選択するために主治医以外の他院の専門医から、参考となる第2（セカンド）の意見（オピニオン）を受けることです。ご希望される場合は、医師・看護師、または1階の医療相談室にご相談ください。

ただし、健康保険は適用されませんので全額が自費となります。

11 有料個室について

有料個室への入室希望の方は、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめ医師または看護師にご相談ください。

なお、有料個室の料金は保険の適用がありませんので、入院料とは別に納入していただきます。

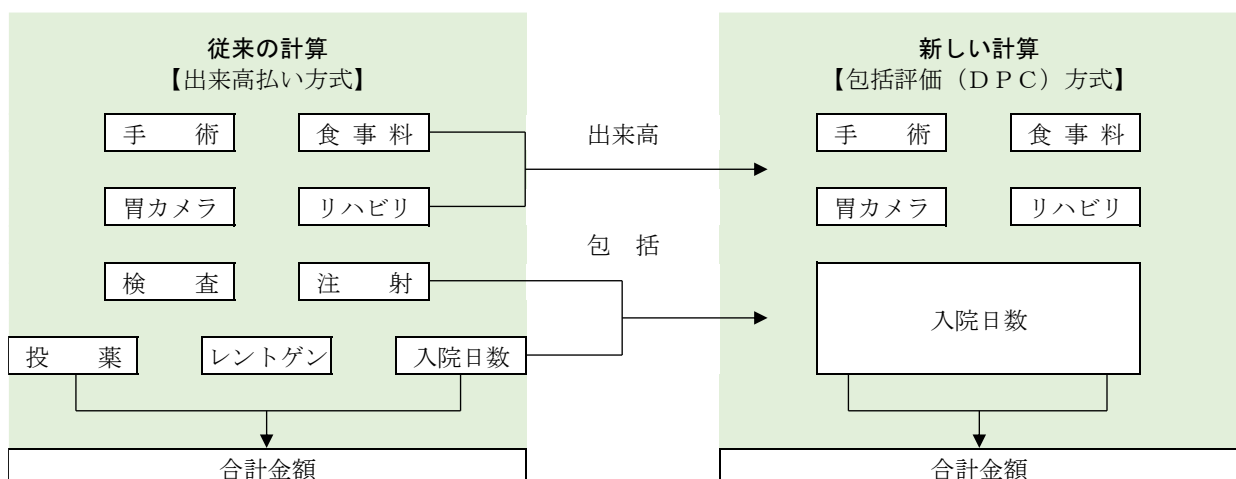
区分	料 金	設 備
A室	日額 6,600 円	テレビ、応接セット、バス、シャワー、トイレ、洗面所、エアコン、流し台、電気ヒーター、冷蔵庫、ロッカー、食器棚、収納棚
B室	日額 5,500 円	テレビ、応接セット、シャワー、トイレ、洗面所、エアコン、冷蔵庫、ロッカー
C室	日額 4,400 円	テレビ、応接セット、トイレ、洗面所、エアコン、冷蔵庫、ロッカー

※床頭台（テレビ・冷蔵庫付）… テレビ：1,000 円/30 時間 冷蔵庫：100 円/24 時間

12 包括評価（DPC）での入院医療費の算定について

当院では、診断群分類別包括評価（DPC）という計算方式により、入院医療費を計算しております。

- (1) DPC 計算方式は、病気の種類に応じて1日あたりの点数が決めており、その点数に入院日数を掛けて医療費を計算します。1日あたりの点数は、厚生労働省が全国一律の点数として定めているものです。
- (2) 外来分と一部の入院分の医療費の計算方式は出来高払い方式です。また、DPC 計算方式において、手術料など出来高が上記の計算方式に加算される項目もあります。



1.3 退院時支払いのお願い

未収金防止のため、退院の際に、当日までの入院費を1階の会計窓口でお支払いいただきますようお願いいたします。

- (1) 退院の前日、概算額をお知らせいたします。(急きょ退院を除く)ご家族へ電話でお知らせさせていただく場合もあります。
- (2) 病棟にて領収証を確認のうえ、ネームバンドを回収させていただきます。
- (3) 入院費についてご不明な点がございましたら、お支払いになる前に入院会計窓口へおたずねください。
- (4) やむを得ずお支払いが難しい事情がございましたら、医事係へお申し出いただき、手続きのうえ、交付された書類のコピーを病棟へお持ちください。その後、ネームバンドを回収させていただきます。
- (5) 退院当日や、直前に行われた治療内容につきましては、請求日に間に合わない場合があります。退院後に料金を追加請求させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (6) お支払いは、クレジットカードをご利用いただけます。自動精算機でご利用になれる方は、暗証番号の入力が必要です。サインでご利用になれる方は、会計窓口へお越してください。お支払いは、一括払いのみとなります。(土・日・祝日はご利用できません)

利用可能なクレジットカード



1.4 月をまたがる場合の入院費のお支払い

入院中の診療費は毎月1日より末日までの分を計算し、翌月の10日過ぎに納付書をお渡ししますので、1階の会計窓口でお支払いください。

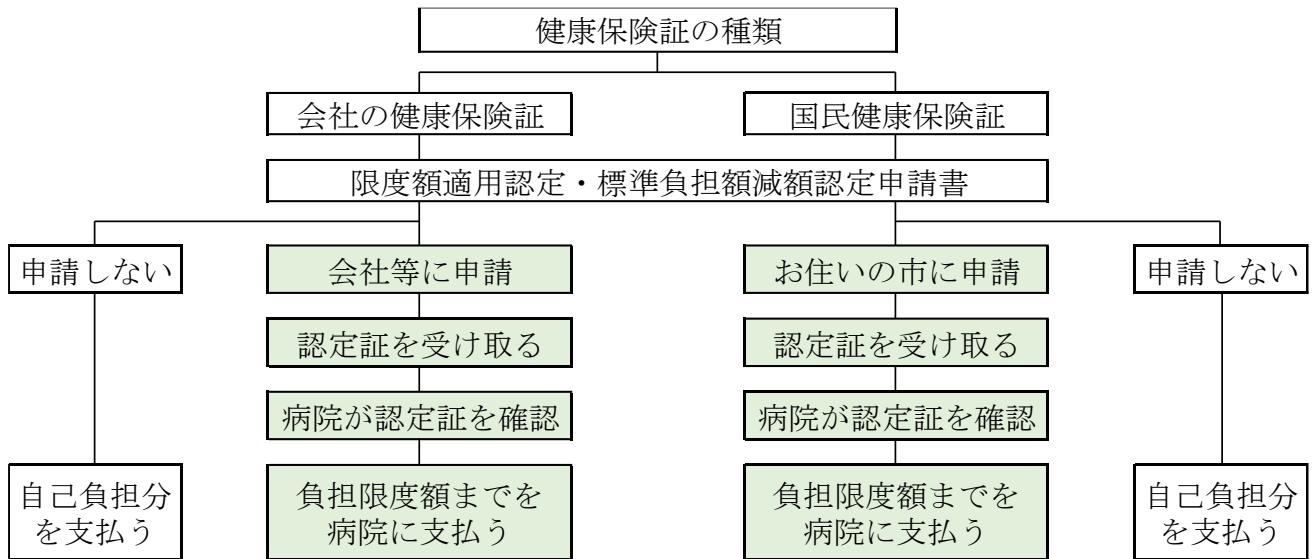
1.5 診断書の申込みについて【1階・総合受付】

- (1) 診断書の受付は、1階総合受付にて行っております。
- (2) **作成には、1～2週間かかります。**
- (3) 申し込み後のお取り消しはできませんので、ご了承ください。

16 限度額適用認定・標準負担額認定証について

「限度額適用認定・標準負担額認定証」を総合受付で提示していただきますと、収入に応じて医療費の窓口負担に上限額が設定されており、1ヶ月分の窓口負担額が予想でき、支払いへの不安を軽減できます。
認定証をお持ちでない患者さんには、通常の負担額を請求いたします。

●詳しくは、ご加入の医療保険にお問い合わせください。



※病院が認定証を確認していない場合はこの制度を受けられませんのでご注意ください。

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)
ア 年収 約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書所得901万円超	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% 多数回該当：140,100円
イ 年収 約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～79万円 国保：旧ただし書所得600万円～901万円	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% 多数回該当：93,000円
ウ 年収 約370万円～約770万円 健保：標報28万円～50万円 国保：旧ただし書所得210万円～600万円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% 多数回該当：44,400円
エ ～年収 約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円 多数回該当：44,400円
オ 住民税非課税者	35,400円 多数回該当：24,600円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

<70歳以上の方の上限額>

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回140,100円(※2)>	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回93,000円(※2)>	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円(※2)>	
課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 〔年間の上限 144,000円〕	57,600円 <多数回44,400円(※2)>
Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	24,600円	
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

※食事代、病衣代は上記に含まれません。

17 お薬についてのお願い

入院にあたり、現在服用されているお薬をお持ちの方は、お手元のお薬とお薬手帳を持参し、必ず当院の主治医または看護師にお伝えください。（目薬や貼り薬も同様です）

（理由）

- ・当院の医師が処方するにあたり、現在服用されているお薬の内容を把握したうえで行う必要があります。

18 他の医療機関の受診制限について

入院中、健康保険証を使って他の医療機関を受診されると、後日、全額自己負担を求められますので十分にご注意ください。

（理由）

- ・入院中はその医療機関で全ての医療を受けることになっています。健康保険証を使って他の医療機関を受診することはできません。
- ・特別な理由での他院の受診や、他院でのお薬の処方が必要な場合は、当院の主治医が判断しますので、ご自身のお考えで受診などをなさらずに、必ず事前に、主治医または看護師にお知らせください。

以上のことにつきましては、ご家族の方にもご説明をお願いいたします。

19 手術・検査・治療を受ける皆様へ

当院では患者さんが、侵襲のある手術・検査・治療を受ける際に患者さんやご家族に下記のことをご理解いただきたくご説明をしております。なにとぞご理解のうえ、手術や検査を受けていただくようお願いいたします。

多くの診療行為（手術・検査・治療）は、身体に対する侵襲（ダメージ）を伴います。通常、診療行為による利益が侵襲の不利益を上回ります。

しかし、医療は本質的には不確実です。過失がなくとも重大な合併症や事故が起こりえます。診療行為と無関係の病気や加齢に伴う症状が診療行為の前後に発症することもありえます。もちろん治療には最善を尽くしますが、合併症や偶発症が起これば、死亡に至ることもありえます。予想される重要な合併症については説明します。しかし、極めて稀なものや予想外のものもあり、すべての可能性を言い尽くすことはできません。こうした医療の不確実性は、人間の生命の複雑性と有限性、および、各個人の多様性に由来するものであり、低減させることはできても、消滅させることはできません。

過失による身体障害があれば病院側に賠償責任が生じます。しかし、過失を伴わない合併症、偶発症に賠償責任は生じません。

こうした危険があることを承知したうえで同意書に署名してください。疑問があるときは、納得できるまで質問してください。納得できない場合は、無理に結論を出さずに、他の医師の意見を聞くことをお勧めします。他の医師の意見を求めることで不利な扱いを受けることはありません。必要な資料は提供します。

20 臨床教育研修病院として

当院は、臨床教育研修病院として臨床研修医をはじめ、医学生、看護学生、薬学生、理学療法学生等の実習教育や中学、高校の職場体験等を受け入れています。患者さんの意思を尊重し同意を得たうえで、十分な指導のもと実習を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2.1 地域包括ケア病棟について

当院では5階南病棟（50床）を「地域包括ケア病棟（在宅復帰を支援する病棟）」として運用しております。

「地域包括ケア病棟」とは急性期の治療が終了し、病状が安定した患者さんが対象となり、在宅復帰支援等を行う病棟です。一般病棟より「地域包括ケア病棟」へ転棟していただく場合は、主治医が判断し患者さんとご家族に提案させていただきます。

地域包括ケア病棟に入院いただくと、在宅復帰をスムーズに行うために「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、リハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者等多くのスタッフが協力して、安心して退院していただけるよう努めます。

2.2 個人情報の保護に関するお知らせ

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくため、安全な医療を提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いに関しましても、万全の体制で取り組んでおります。

個人情報の利用目的について

患者さんの個人情報を「別記」の目的で利用させていただくことがございます。別記以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合は、改めて患者さんから同意をいただくことにしております。

なお、「別記」の個人情報の利用について、同意できない場合は、お申し出ください。

お申し出がない場合は、同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

なお、お申し出は、後からいつでも追加・変更・撤回することができます。

個人情報の開示・訂正・利用停止について

患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止について、「長崎県病院企業団個人情報保護条例」等の規定に従って進めております。

電話でのお問い合わせにはお答えできない場合があります。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、お気軽におたずねください。

別記 当院における患者さんの個人情報の利用目的

1 院内での利用

- (1) 患者さんに提供する医療サービス
- (2) 医療保険事務（委託により実施するものを含みます）
- (3) 患者さんに係る管理運営業務のうち
 - ①入退院等の病棟管理
 - ②会計・経理
 - ③質の向上・安全確保・医療事故（あるいは未然防止）等の分析・報告
 - ④当該患者さんへの医療サービスの向上
- (4) 院内医療教育・研修
- (5) 院内学生実習への協力
- (6) 医療の質の向上を目的とした院内症例検討・研究
- (7) がん登録等の推進に関する法律に基づく院内がん登録、全国がん登録、予後調査

2 院外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会に対する回答
- (3) 紹介元の医療機関への報告・他の医療機関への紹介
- (4) 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (5) 検体検査業務等の業務委託
- (6) ご家族等への病状説明
- (7) 医療保険事務のうち
 - ①審査支払機関へのレセプトの提出
 - ②審査支払機関または保険者への照会
 - ③審査支払機関または保険者からの照会に対する回答
 - ④その他、患者さんの医療保険事務に関する利用
- (8) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果の通知
- (9) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- (10) 第三者機関への質の向上・安全確保・事故対応・未然防止のための報告
- (11) 外部監査機関への情報提供
- (12) 法令等の規定により第三者への提供が認められているもの
- (13) 学会・研究会等での医療の質の向上を目的とした利用（個人の識別・特定が出来ない状態で行います）
- (14) がん登録等の推進に関する法律に基づく情報提供(院内がん登録、全国がん登録、予後調査)

3 上記以外の利用

- (1) 病院の管理運営業務のうち
 - ①医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②病院企業団本部への管理運営等に関する報告や業務改善のための基礎資料
 - ③研究・治験（関係法令・指針等に従って進めます）
 - ④治療経過および予後調査、満足度や業務改善のためのアンケート調査

4 診療記録の開示について

当院では、診療情報の開示を行っています。開示に当たっては、患者さんの大切な個人情報扱うという観点から、いくつかの条件を定めております。

以下の点につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

■診療情報を開示できる方

- (1) 患者さん本人
- (2) 患者さんの法定代理人
- (3) 患者さんの同意を得た親族
- (4) 患者さん本人が成人で判断能力が不十分である場合は、現実に患者さんの世話をしている親族またはこれに準ずる者
- (5) 患者さん本人が死亡し、本人の意思表示が確認できないときの遺族

■診療情報開示対象者（または申請者）のご確認

診療情報開示の申請時において患者さん本人であることを証明できるもの（保険証または運転免許証など）を提示していただきます。また、患者さん本人以外の方が申請される場合には患者さん本人の委任状に加え、申請者と患者さん本人の関係を証明できるもの（保険証または戸籍謄本など）を提示していただきます。

■提供できる諸記録

- (1) 診療記録（診療録（カルテ）、看護記録、検査記録など）
- (2) 画像記録（エックス線写真、CT写真、MRIなど）

■開示できない場合

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念される場合
- (2) 第三者の権利利益を損なう恐れがある場合
- (3) 第三者から得た情報で、当該第三者の同意を得られない場合
- (4) その他、開示を適当でないと認められる相当な理由がある場合

■診療情報開示の費用（税込）

診療録（白黒）	20円/A3・A4用紙1枚
放射線画像（CT、X線など）	1,050円/CD1枚

診療記録の開示に関するお問い合わせ先

長崎県島原病院 診療情報管理室 TEL 0957-63-1145（代） 内線 132

23 その他

- (1) 院内（3階）に売店、理容室がありますのでご利用ください。
売店営業時間 平日 8:30～17:00、土曜 9:00～15:00（日曜、祝日は休み）
- (2) 当院は、地域における救急搬送受入の中核を担う救急医療機関であるため、地域の連携によってその機能を十分に発揮できるよう、緊急入院された後に、状態が一定程度落ち着かれました患者さんについては、あらかじめ連携している保険医療機関に診療情報を提供し、早期の転院支援を行っています。
- (3) 当院では、より安全・安心な療養環境の提供及び防犯のため、院内各所にセキュリティカメラを設置しております。

建物案内



※郵便ポストは、1階正面玄関を出て左側にあります。

※自動販売機は、1階正面玄関を出て右側と3階と地下出入口（駐車場側）にあります。

長崎県島原病院

〒855-0861 長崎県島原市下川尻町 7895 番地

TEL (0957)63-1145

FAX (0957)63-4864

ホームページ <https://shimabarabyoin.jp/>



(令和4年 月発行)